

議案第25号

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者
のための共同作業場の一部（以下「本件建物」という。）を借
り受けていた者
- 2 債 権 の 内 容 本件建物の賃貸借契約に基づく賃料債権
- 3 放棄する債権の額 金483,000円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者の所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期
間が経過しているため

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者のための共同作業場の一部の賃貸借契約に基づく賃料債権を放棄するため、この案を提出する次第である。